

国の公会計の現状

平成23年2月18日

財務省主計局

法規課公会計室

議会による財政活動の民主的統制

財政処理

● 憲法

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

予算

● 憲法

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

決算

● 憲法

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

財政状況の報告

● 憲法

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

会計処理(現金主義)

予算統制・・・現金主義

● 財政法

第2条 収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。

会計処理・・・現金主義

● 会計法

第1条 一会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

② 歳入歳出の会計年度所属区分については、政令でこれを定める。

財務書類作成の経緯

- 平成10年8月 「経済戦略会議」の設置(小渕内閣)
- 平成11年2月 「日本経済再生への戦略」(経済戦略会議)
- 平成11年7月 経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針
(閣議決定)
- 平成12年10月 「国の貸借対照表作成の基本的考え方」
- 平成12年10月 平成10年度 国の貸借対照表(試案)の公表
- 平成15年6月 「公会計に関する基本的考え方」
- 平成15年6月 「新たな特別会計財務書類の作成基準」
- 平成15年12月 「省庁別財務書類の試作基準について」
- 平成16年6月 「省庁別財務書類の作成について」
- 平成17年9月 平成15年度 国の財務書類の公表
- 平成17年12月 行政改革の重要方針(閣議決定)
- 平成18年6月 「公会計整備の一層の推進に向けて ～中間
とりまとめ～」

公会計整備の取組み

国の貸借対照表(試案)

<国の貸借対照表作成の基本的考え方>

12年10月 とりまとめ

10年度決算分より公表(一般会計+特別会計)

(11年度決算分(13年9月公表))

(12年度決算分(14年9月公表))

(13年度決算分(15年9月公表))

(14年度決算分(16年9月公表))

※12年度決算分より、連結の貸借対照表も作成

特殊法人

<行政コスト計算書作成指針>

13年6月 とりまとめ

12年度決算分より公表

独立行政法人

<独立行政法人会計基準>

12年2月 設定、

22年10月 最終改訂

設立後、最初の決算より公表

特別会計

<特別会計財務書類作成基準>

15年6月 とりまとめ

11年度決算分より公表

19年度決算分より、「特別会計に関する法律」に基づき国会提出

「公会計に関する基本的考え方」

15年6月 財審

一般会計

省庁別財務書類

<省庁別財務書類作成基準>

16年6月 とりまとめ

14年度決算分16年10月公表

19年11月 最終改訂

- ストックに加え、フローの財務情報も含めて作成
- 一般会計のみの財務書類も作成

国の財務書類

(15年度決算分(17年9月公表))

(16年度決算分(18年8月公表))

(17年度決算分(19年8月公表))

(18年度決算分(20年8月公表))

(19年度決算分(21年7月公表))

(20年度決算分(22年6月公表))

連

結



合算

省庁別財務書類(※)

※連結財務書類を含む。

(15年度決算分(17年4月公表))

(16年度決算分(18年3月公表))

(17年度決算分(19年3月公表))

(18年度決算分(20年3月公表))

(19年度決算分(21年3月公表))

(20年度決算分(22年2月公表))

政策別コスト情報

<政策別コスト情報の把握と開示について>

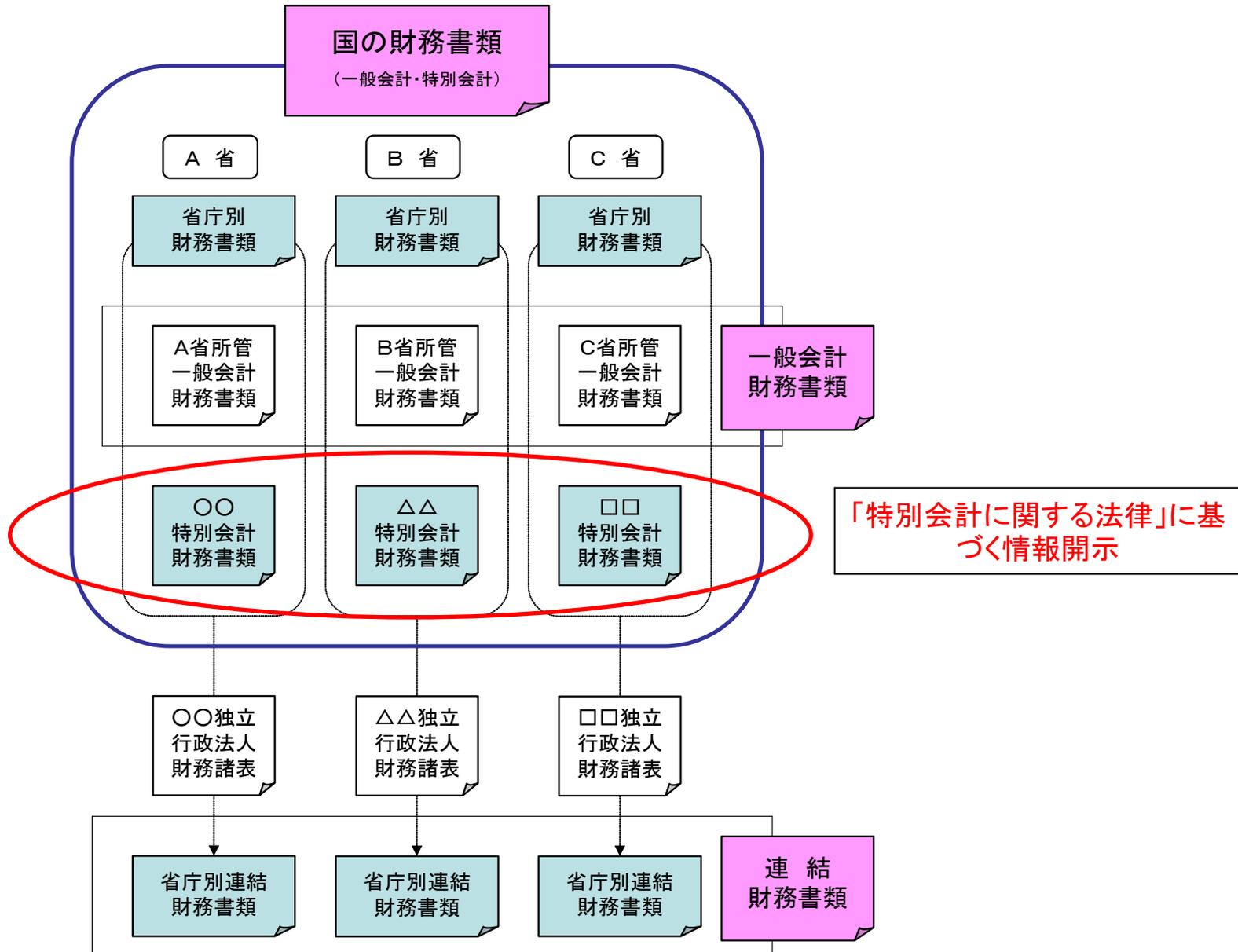
22年7月 とりまとめ

21年度決算分より業務費用計算書のセグメント情報として公表

「公会計整備の一層の推進に向けて」中間取りまとめ

18年6月 財審

国の財務書類の構成



「特別会計に関する法律」に基づく情報開示の概要

○ 企業会計の慣行を参考とした財務書類の作成・国会提出(法19条)

企業会計の慣行を参考とした財務書類を毎年度作成し、会計検査院の検査を経て国会へ提出。

○ストックの財務情報を開示するもの

- ・貸借対照表 (省令2条1号)

(保有する資産及び負債の状況を一覧で開示)

○フローの財務情報を開示するもの

- ・業務費用計算書 (省令2条2号)

(業務執行に伴う費用を発生主義ベースで開示)

- ・資産・負債差額増減計算書 (省令2条3号)

(貸借対照表上の資産・負債差額の増減を要因別に開示)

- ・区分別収支計算書 (省令2条4号)

(財政資金の流れを業務収支と財務収支に区分して開示)

○その他 (注記、附属明細書) (省令2条5、6号)

各財務書類公表時期

	国の貸借対照表 (試案)	特別会計 財務書類	省庁別 財務書類	国の財務書類
10年度分	12年10月	—	—	—
11年度分	13年 9月	15年 7月	—	—
12年度分	14年 9月	15年 7月	—	—
13年度分	15年 9月	15年 7月	—	—
14年度分	16年 9月	16年 3月 16年10月	16年10月	—
15年度分	—	17年 4月	17年 4月	17年 9月
16年度分	—	18年 3月	18年 3月	18年 8月
17年度分	—	19年 3月	19年 3月	19年 8月
18年度分	—	20年 3月	20年 3月	20年 8月
19年度分	—	21年 1月	21年 3月	21年 7月
20年度分	—	22年 1月	(一般会計分) 22年 1月	(一般会計分) 22年 1月
			(合算・連結) 22年 2月	(合算・連結) 22年 6月
21年度分	—	22年 1月	(一般会計分) 23年 1月	(一般会計分) 23年 1月
			(合算・連結) 23年 2月予定	(合算・連結) 23年 6月予定

作成基準の検討状況

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会

◇平成16年6月17日 作成基準の取りまとめ

◇平成18年12月1日 作成基準の一部改訂
公的年金の負債計上方法等の見直し

◇平成19年11月19日 作成基準の一部改訂
政府出資等の取扱い関係等

作成基準の概要

作成目的

- ◇各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上
- ◇予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること

財務書類の作成基準

- ◇省庁別財務書類の作成基準
- ◇一般会計省庁別財務書類の作成基準
- ◇特別会計財務書類の作成基準

作成単位

予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目して作成されるものであり、また、予算・決算との整合性を確保する必要があることから、予算・決算における最も基礎的な単位である所管を作成単位とすることとした。

財務書類の体系

貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書、及び附属明細書

作成基準の特色①

貸借対照表の特色

- ◇国の会計においては、企業会計のような払込資本に関する取引がないことから企業会計の資本の部と同様の位置付けを与えることは適当ではない。
- ◇国の資産は必ずしも将来の支払財源に充てられるものではないこと
- ◇一定の仮定を用いて資産評価を行わざるを得ないこと

このため、貸借対照表における資産と負債の差額については、「資産・負債差額」として一括して表示している。

貸借対照表

<資産の部>		<負債の部>	
現金預金	xxx	未払金	xxx
有価証券	xxx	借入金	xxx
貸付金	xxx	退職給付引当金	xxx
有形固定資産	xxx	⋮	
出資金	xxx	⋮	
⋮		負債合計	xxx
⋮		<資産・負債差額の部>	
		資産・負債差額	xxx
資産合計	xxx	負債及び資産負債差額合計	xxx

業務費用計算書の特色

業務費用計算書は、各省庁の業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成している。

- ◇一般会計においては、基本的に対価的な収入はなく、あっても極めて僅少
- ◇特別会計においては、他会計からの繰入れであっても、繰入額のうちどこまでを業務の実施に見合う財源として取り入れるのかという問題があるほか、財源と費用との期間的な対応を図ることも困難である。

このため、業務費用計算書においては、純コストではなく、総コストの計算を行っている。

業務費用計算書

人件費	xxx
退職給付引当金繰入額	xxx
補助金等	xxx
委託費	xxx
減価償却費	xxx
⋮	
⋮	
本年度業務費用合計	xxx

作成基準の特色②

資産・負債差額増減計算書の特色

前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債の増減すべてについて、要因別に開示し、前年度末の貸借対照表と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の連動を図ることを目的として資産・負債差額増減計算書を作成している。

資産・負債差額増減計算書

前年度末資産・負債差額	xxx
本年度業務費用合計	xxx
財源	xxx
：	xxx
無償所管換等	xxx
資産評価差額	xxx
本年度末資産・負債差額	xxx

区分別収支計算書の特色

歳入歳出決算を基礎として、その計数を並び替えることにより、財政資金の流れを区分別に明らかにするために区分別収支計算書を作成している。

資金等の歳入歳出外の現金預金の残高を調整しているため、貸借対照表の現金・預金と一致している。

区分別収支計算書

業務収支	xxx
財源	xxx
業務支出	xxx
財務収支	xxx
本年度収支	xxx
本年度末現金預金残高	xxx

予算・決算との整合性(出納整理期間)

財務書類の作成基準日は会計年度末(3月31日)とする。ただし、出納整理期間における現金の受払等があった場合には、当該出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

財務書類特有の科目

公的年金預り金

- ◇公的年金は、社会保険制度であり、その財政方式は賦課方式を基本とした制度となっている
- ◇年金の支払義務は保険料の払込によって発生するものではなく、受給資格を満たすことによって発生するもの

以上のことから、これを負債としては認識しないこととした。

ただし、将来の年金給付財源の一部は積立金等の資産として保有されているため、当該資産に見合う金額を「公的年金預り金」として負債に計上している。

公共用財産の計上

国有財産法上、国有財産台帳の作成等が適用除外となっていることから、その価格が管理されておらず、また、新たに評価を行うことも困難であるため、公共用財産について、過去の用地費や事業費等を累計することにより取得原価を推計し計上。

償却資産については、推計して算出した取得原価に基づいて、定額法による減価償却を行い、減価償却費相当額を控除した後の価額を計上している。

貸借対照表の主な資産項目と評価方法

科目	評価方法
国有財産	5年ごとに時価を基準に改定される国有財産台帳価格で計上 (償却資産は減価償却控除後)
公共用財産	過去の用地費や事業費等の累計額で計上 (償却資産は減価償却控除後)
満期保有目的の有価証券	償却原価法によって算定された価額で計上
満期保有目的以外の有価証券	市場価格あり: 会計年度末における市場価格 市場価格なし: 国有財産台帳価格、取得原価又は償却原価
出資金	市場価格あり: 会計年度末における市場価格 市場価格なし: 国有財産台帳価格
外貨建金銭債権 (外貨預金、外貨証券)	原則として、会計年度末の為替レートで換算 (外国為替資金特別会計における外貨建金銭債権は、基準外国為替相場等に基づき換算している)

貸借対照表の主な負債項目と評価方法

科目	評価方法
公的年金預り金	厚生年金及び国民年金については、現金・預金及び運用寄託金(いわゆる積立金)等の合計額から、未払金を控除した金額を計上
政府短期証券	残高(額面)より債券発行差金を控除又は加算した額を計上
退職給付引当金	退職手当に係る退職給付引当金、恩給給付費等に係る引当金を計上
公債	<p>残高(額面)より債券発行差金を控除又は加算した額を計上</p> <p>【参考】 省庁別財務書類において公債は財務省に一括して負債計上されている。しかしながら、各省庁の業務に要する財源の一部については、公債の発行により財源調達が行われ、その一部が各省庁の資産となり、また、資金調達コストも生じていることから、各省庁の負担に相当すると考えられる公債関連の財務情報について、複数の方法により算出し、各省庁において参考情報として開示している。</p>

国際公会計基準との比較

	国際公会計基準 (IPSAS)	省庁別財務書類の作成基準
作成目的	公的主体の財政状況について企業会計に準じた基準に基づき開示することにより、他の主体との比較を可能とする。	企業会計の考え方を活用して、各省庁の財政状況を開示するとともに、財政活動の効率化・適正化に資する財務情報を提供する。
基準作成主体	国際会計士連盟の下に設けられた国際公会計基準審議会(IPSASB)	財政制度等審議会
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての公的主体(商業的活動を行う公的企業を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> • 各省庁所管の一般会計 • 特別会計 • 一般会計+特別会計 • 一般会計+特別会計+独立行政法人等
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • 個別の公的主体の財務状況を開示するための会計基準。 • 企業会計の基準(国際会計基準)を応用。 • IPSASの準拠に強制力なし。 	<ul style="list-style-type: none"> • 個別の省庁及びその所管する会計の財務状況を開示するための会計基準。 • 企業会計の基準を応用。 • 我が国の財政制度を前提。
勘定体系 ・ 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> • 財政状態報告書(貸借対照表) • 財務業績報告書 • 純資産・持分変動計算書 • キャッシュフロー計算書 • 会計方針及び注記 	<ul style="list-style-type: none"> • 貸借対照表 • 業務費用計算書 • 資産・負債差額増減計算書 • 区分別収支計算書 • 注記 • 附属明細書

ADAMS II の運用状況

予算執行を行う官庁会計システム(ADAMS II)に、予算科目情報等の従来までの入力項目に加え、仕訳区分の入力を追加。

歳入、歳出ともに取引1件ごとに複式簿記の仕訳を行うこととしている。

ADAMS II 入力画面イメージ

支出負担行為

.....

予算事項 000:〇〇本省一般行政に必要な経費

仕訳区分 0000:庁費等

金額(円) 1,000

.....

ADAMS II 出力帳票イメージ

支出負担行為決議書

.....
金額	1,000 円
仕訳区分	0000 庁費等
勘定科目(借方)	000000000002 庁費等
勘定科目(貸方)	000000000006 未払金
予算事項	000 〇〇本省一般行政に必要な経費
.....

取引1件ごとに、仕訳区分をコンボボックスへ入力。
※コンボボックスには、あらかじめ、予算科目ごとに
対応する仕訳区分のみが表示される様に設定。

入力した仕訳区分に対応する、
複式の仕訳が表示される。

ADAMS IIに入力された仕訳情報は月単位でまとめて、ADAMS IIから財務書類作成システムへ連携。
財務書類作成システムでは、毎月、連携された情報を元に試算表・組替表を作成。

仕訳区分について

【勘定科目マスタ】(財務書類作成システム)
財務書類に表示する勘定科目

種別	勘定科目コード (2桁×1階層)						勘定科目名
BS	00	00	00	00	00	00	現金・預金
BS	00	00	00	00	00	01	未収金
BS	00	00	00	00	00	02	物品
BS	00	00	00	00	00	03	未払金
PL	00	00	00	00	00	04	庁費等

【仕訳区分マスタ】(ADAMS II)
借方と貸方のセットで1つの仕訳区分コード。
名称がADAMS II 入力時のコンボボックスに表示されます。

仕訳区分コード	名称	借方	貸方
0000	庁費等	庁費等	未払金
0001	物品	物品	未払金
0002	庁費等	未収金	庁費等
0003	物品	未収金	物品

【歳出科目別仕訳区分マスタ】(ADAMS II)
歳出予算科目ごとに仕訳区分を設定します。
ADAMS II 入力時には、仕訳区分に設定されたものがコンボボックスに表示されます。
支払時の仕訳はADAMS II が自動で行うため、仕訳区分の設定は必要ありません。

(目) 庁費は負担行為時のリストボックスに、「庁費等」と「物品」の2つの仕訳区分が表示されます。

会計年度	会計名称	所管名称	組織名称	項名称	目名称	仕訳区分1		仕訳区分2		仕訳区分10	
						コード	名称	コード	名称	コード	名称
2010	〇〇会計	〇〇省	〇〇本省	〇〇本省 共通費	庁費	0000	庁費等	0001	物品	...	
2010	〇〇会計	〇〇省	〇〇本省	〇〇本省 共通費	情報処理 業務庁費	0000	庁費等				

※各マスタは簡略化していますので、実際のマスタとは異なります。

財務書類作成システムで毎月作成する帳票

- ・試算表 … ADAMS II からの連携情報をもとに、勘定科目別の実績を表示
- ・組替表 … ADAMS II からの連携情報をもとに、予算科目ごとの勘定科目別の実績を表示

試算表・組替表イメージ

平成22年度 平成23年1月分
 ○○省
 一般会計

試算表

(単位：円)

借 方			勘定科目 コード	勘定科目名	貸 方		
当期末実績	当期実績	前期末実績			当期末実績	当期実績	前期末実績
5,000	0	5,000	000000000001	補助金等			
31,000	1,000	30,000	000000000002	庁費等			
3,000	3,000	2,000	000000000003	その他の経費		2,000	
39,000	4,000	37,000		本年度業務費用合計		2,000	

平成22年度 平成23年1月分
 ○○省
 一般会計

組替表

(単位：円)

組替前 予算科目等	組替後 貸借対照表 業務費用計算書 資産・負債差額増減計算書				区分別収支計算書					
	借 方		勘定科目 コード 名称	貸方		借方		勘定科目 コード 名称	貸方	
	本月までの累計	本月分		本月分	本月までの累計	本月までの累計	本月分		本月分	本月までの累計
000000 庁費	△ 150,000	2,000	000000000000 現金・預金	4,000		31,000	1,000	000000000004 庁費等の支出		
	31,000	1,000	000000000002 庁費等			3,000	3,000	000000000005 その他の支出	2,000	
	3,000	3,000	000000000003 その他の経費	2,000						

財務書類作成システムの概要

各省庁

ADAMS II 利用者

支出負担行為
債権登録
歳計外受入・払渡



ADAMS II



公会計室

可搬媒体
データ登録



勘定科目別実績
情報等
(現金取引分)

仕訳区分
入力

可搬媒体

財務書類作成システム DB

財務書類作成システム

財務書類作成システム DB

収集データ登録

- 試算表作成
- 財務書類作成
- 分析・補足資料作成
- 公表資料作成

マスタ管理 進捗管理

エントリ情報DB

財務書類作成担当課

決算整理データ登録

- ・ 仕訳データ
- ・ 相殺データ
- ・ 連結法人データ

資産の増減データ等

附属明細書データ登録

作成帳票のダウンロード

各種帳票

国有財産総合
情報システム

その他システム

各種台帳
等

ネットワークを活用したデータ集配信

データ送信

- ・ 決算整理データ登録
- ・ 附属明細書データ登録

データ受信
(ダウンロード)

省庁別財務書類4表
国の財務書類4表 等

連結財務書類の考え方

連結対象の考え方

財政状況について国と一体として説明責任を果たす必要があると考えられる主体として、各省庁の業務と関連する事務・事業を実施している法人を連結。

連結判断基準

特殊法人、許可法人、独立行政法人及び国立大学法人のうち、以下の要件を満たすもの

- ・国から監督を受け、かつ
- ・財政支出を受けていること

(注)財政支出がある場合であっても、その額が極めて僅少な場合及び国の業務を実施させているとは認められない財政支出である場合には連結対象から除外できる。

【参考】平成20年度国の財務書類における連結対象法人

○独立行政法人	100法人
○国立大学法人	90法人
○特殊法人等	19法人
合計	209法人

連結財務書類の作成方法

①連結対象法人の決定

国の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結
⇒ 監督権限及び財政支出状況等から各省庁において判断

②連結対象法人特有の会計処理の修正

基本的には既存の財務諸表を利用するが、連結対象法人に特有の会計処理については連結の際に必要な修正を行う。

(例)

- ・運営費交付金、補助金等の処理の修正
- ・引当外、損益外の処理の修正

③出納整理期間中における現金の受払いの修正

出納整理期間中に行われた現金の受払いが完了したとの修正を行う

④表示科目の組替え

国の財務書類における表示科目への組替えを行う

⑤合算・相殺消去

省庁別財務書類と連結対象法人の財務諸表を合算し、必要な相殺消去を行う。

(相殺消去の例)

- ・出資と資本の相殺
- ・債権債務の相殺(国からの貸付金等)
- ・損益取引の相殺(補助金等)
- ・国庫納付の相殺

パンフレットの作成・公表

資産

平成20年度末の資産合計は664.8兆円であり、有形固定資産が全体の約3割、有価証券と貸付金と運用寄託金で全体の約6割を占めています。

資産合計 664.8兆円

為替介入(円売り・外貨買い)に伴い取得した外貨証券など

有価証券
99.3兆円(14.9%)

地方公共団体や政策金融機関などへの長期・低利での貸付(財投)など

貸付金
163.0兆円(24.5%)

将来の年金給付のための積立金を運用寄託したもの

運用寄託金
125.0兆円(18.8%)

国道、堤防や国の庁舎など

有形固定資産
182.7兆円(27.5%)

独立行政法人などへの出資

出資金 54.5兆円(8.2%)

現金・預金や未収金など

その他 40.3兆円(6.1%)

資産から負債を差し引いた「資産・負債差額」は△317.4兆円であり、負債が資産を大きく上回っています。

資産・負債差額
△317.4兆円

負債

平成20年度末の負債合計は982.2兆円であり、国債(公債)が全体の約7割を占めています。また、政府短期証券と借入金で全体の約1割を占めています。

負債合計 982.2兆円

政府短期証券
88.5兆円(9.0%)

為替介入(円売り・外貨買い)時の円貨を調達するために発行した証券など

公債
681.3兆円(69.4%)

歳出の財源を調達するために発行した普通国債や貸付の財源を調達するために発行した財投債など

普通国債 548.3兆円
財投債 131.1兆円
その他 3.5兆円
内部保有 △1.6兆円

借入金 22.2兆円(2.3%)

地方財政の財源不足を補填するために借り入れたものなど

公的年金預り金
136.3兆円(13.9%)

将来の年金給付のための預り金(運用寄託している年金の積立金や現金・預金など)

その他 54.0(5.5%)

預託金や退職給付引当金、未払金など

活用例：事業仕分け(特別会計)

特別会計事業仕分けの制度シート(例：自動車安全特別会計)

B-18

特別会計制度シート(総括表)						
会計名		自動車安全特別会計				
資産・負債の状況(平成20年度特別会計財務書類・合算貸借対照表)						
					(単位:億円)	
《19年度》	《20年度》	<資産の部>		<負債の部>		
		現金・預金		未払金	《20年度》	《19年度》
3,786	3,516			支払備金	2	2
		未収金		未経過賦課金	59	87
435	442			賞与引当金	16	21
7	6	未収収益		退職手当引当金	8	10
		他会計繰戻未収金			319	352
4,847	4,847				407	473
		前払費用		負債の部合計		
0	0	貸付金		資産・負債差額	9,668	9,869
171	158	貸倒引当金				
△322	△323	有形固定資産				
1,027	1,013	国有財産(公共用財産を除く)				
1,022	1,003	土地				
863	857	立木				
2		建物				
85	81	工事				
69	64	建設仮勘定				
1	1	物				
4		無形固定資産				
0		出資金				
388	412					
10,342	10,075	資産の部合計		負債及び資産・負債差額の部合計	10,075	10,342

政策別コスト情報の作成について

「公会計整備の一層の推進に向けて～中間とりまとめ～」(平成18年6月14日)

財政活動の効率化・適正化に向けて財務書類の一層の活用を図っていくため、予算書・決算書の表示区分を見直して政策評価との連携を強化する作業の成果を踏まえ、「省庁別財務書類」におけるコスト情報の開示の方法等について検討を行うこととされた。

「一層の活用に向けたコスト情報の開示の在り方について」(平成19年6月26日)

新たに開示するコスト情報の具体的検討に当たっての基本的考え方が示された。

「政策別コスト情報の把握と開示について」(平成22年7月20日)

政策評価の前提となる個々の政策分野についてのコスト情報とは何か、それをどのように把握するか等について議論し、取りまとめられた。

政策別コスト情報の概要

○はじめに

平成20年度から予算書・決算書の項・事項が政策評価における政策単位と原則として対応。一方で、予算書・決算書では、事業を執行するための人件費等については共通経費として計上されており、個々の政策分野について全体の経費を表したものではない。このような前提を踏まえ、今回のコスト情報の検討にあたっては、政策評価の前提となる個々の政策分野についてのコスト情報とは何か、それをどのように把握するか等について議論し、平成22年7月20日財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会において取りまとめられた。

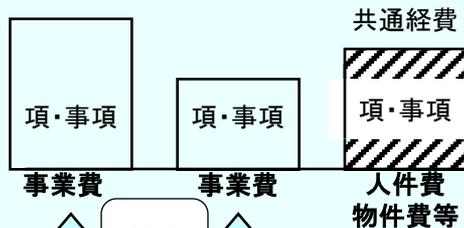
○意義・目的

- ・自ら担当する行政分野の費用の全体像を把握し、コスト意識の醸成、経年変化や他事業との比較を通じた効率化への取組みを促進。
- ・国民への情報提供し、行政活動に関する理解の促進。

○ポイント

予算書・決算書

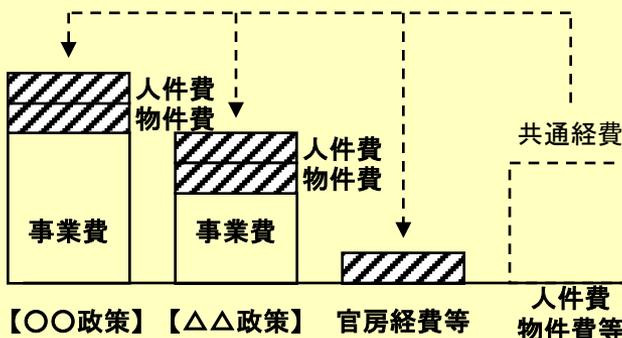
人件費、物件費等は共通経費とし計上している



政策評価体系

政策別コスト情報

個々の政策分野について、人件費、物件費等を配分した額を加算することにより経費の全体像を表すもの



- ・各省庁が設定している政策評価項目の中程度の政策目標を基本単位とする。
- ・決算に減価償却費や引当金等を加味した発生主義を適用し、共通経費を一定の算定方法により各政策へ配分することで算出する。
- ・各政策別コスト情報の合計額は、省庁別財務書類における業務費用計算書の合計額に基本的に一致する。

○開示主体

省庁別財務書類作成主体ごと。

○開示内容

一定の算定方法により各政策へ配分された共通経費等、各政策別コストを構成する経費を開示。

○共通経費の個別具体的な算定方法

- ・人件費: 給与支払実績に基づく配分又は定員数に基づく配分を原則。
- ・庁舎等: 減価償却費相当額については各部局の占有面積比による配分を原則。
- ・物件費: 支払実績に基づく配分を原則。人件費での配分等の援用も認める。
- ・複数の政策評価単位の調整: 部局内の係等の数による配分を原則。等

(参考)政策別コスト情報の様式

政策別コスト情報に関する調査 様式(案)

政策: 1. ○○の確保にかかるコストの状況
(所管:○○省、一般会計、組織:○○本省、担当部局:○○局、△△局、組織:○○庁、地方○○局)
(○○特別会計)

1. 政策にかかるコスト 百万円 (単位:百万円) (参考)決算額

区分	人件費	買入形固定資産	設備形有形固定資産	委託費等	庁費等	その他経費	減価償却費	○○給付費	○○保険費	(参考)決算額
I 人にかかるコスト										
II ①物にかかるコスト										
②庁費等										
III 事業コスト										
(1) ○○○○の効率化										
(2) ○○○○の適切化										
(3) ○○○○の公正化										
コスト計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)										

(参考) 自己収入 百万円
当該政策にかかる自己収入については、一般会計の○○利用料○○百万円。
○○特別会計の▲▲売払収入○○百万円。
××特別会計の▲▲繰越料収入○○百万円。
××特別会計の現金金庫増収○○百万円。

※ 説明を要する経費の概要: ○○給付費は○○○に対する者への給付金である。○○保険費は○○契約を締結した者に対する支払金である。

2. 政策にかかるストック情報 (単位:百万円)

区分	主な資産等	ストック内訳						備考
		建物	土地	投資金	有価証券	無形固定資産	借入金	
物にかかるコスト								
庁費等								
○○○○の効率化								
○○○○の適切化								
○○○○の公正化								
合計								

3. 参考情報

(1) 当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

区分	額
I 人にかかるコスト	
II 物にかかるコスト(庁費等含む)	
III その他事業コスト	
合計	

(2) 政策の概要
(3) 共通経費配分の方法
(4) その他

官房経費等に関する調査 様式(案)

官房経費等の状況
(所管:○○省、一般会計、組織:○○本省、担当部局:大臣官房、組織:地方○○局)

1. 官房経費等の内容 百万円 (単位:百万円) (参考)決算額

区分	人件費	買入形固定資産	設備形有形固定資産	委託費等	庁費等	補助金等	その他経費	減価償却費	(参考)決算額
I 人にかかるコスト									
II ①物にかかるコスト									
②庁費等									
III その他事業コスト									
(1) ○○事業									
(2) ××事業									
(3) その他									
①○○研究経費									
②△△経費									
③××経費									
コスト計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)									

2. ストック情報 (単位:百万円)

区分	主な資産等	ストック内訳						備考
		建物	土地	投資金	有価証券	無形固定資産	借入金	
物にかかるコスト								
庁費等								
○○研究経費								
その他								
合計								

3. 参考情報

(1) 当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

政策評価単位	I 人にかかるコスト	II 物にかかるコスト(庁費等を含む)	III その他事業コスト	合計
1. ○○の確保				
2.				
3.				
4.				
5.				
その他				
合計				

(2) 官房経費等の概要
(3) 共通経費配分の方法
(4) その他